令和６年３月２９日

令和５年度厚生労働科学研究費
研究者　山本　栄一　殿

国立医薬品食品衛生研究所長　本間　正充

利益相反委員会における審査の結果について

貴殿よりご報告いただいた利益相反管理のための自己申告書の内容について、令和６年３月１９日に開催された利益相反委員会において審査を行った結果を、下記のとおりお知らせいたします。

（事業名）　医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス研究事業
（課題名）　医療機器に関する国際標準化

記

提出された自己申告書に記載された内容又は令和５年度厚生労働科学研究費の研究課題に関して、利益相反委員会から改善に向けた特段の措置等の意見は示されませんでした。

ただし、利益相反管理における一般的事項として、以下の点について、留意願います。

１）研究が企業や団体の意向によってその公正性・信頼性を損なうことなく進められていることが適切に説明できること。
２）研究の研究成果がどのように取りまとめられるのか、そのプロセスについて適切に説明できること。
３）産学官連携活動による研究成果がどのような形で資金提供側に提供されるのか契約上明確になっているとともに、産学官連携活動として実施される官民共同研究以外の厚生労働科学研究とは明確に区別して研究が進められていることが適切に説明できること。

なお、研究者は、例えば圧力により研究成果の客観性をゆがめることがあってはならないことなどを定めた国立医薬品食品衛生研究所研究者倫理規準を遵守すべきであることを念のため申し添えます。

事務局：総務部業務課